

## 第2次文化芸術の振興に関する基本的な方針 (素案)

### 目 次

- 5 まえがき
- 第1 文化芸術の振興の基本的方向
1. 文化芸術の振興の意義
2. 文化芸術の振興に当たっての基本的視点
- (1) 第1次基本方針策定後の諸情勢の変化
- 10 (2) 基本的視点
- i) 文化力の時代を拓く<sup>ひら</sup>
- ii) 文化力で地域から日本を元気にする
- iii) 国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える
3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項
- 15 (1) 重点的に取り組むべき事項
- i) 日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成
- ii) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- iii) 文化芸術創造活動の戦略的支援
- iv) 地域文化の振興
- 20 v) 子どもの文化芸術活動の充実
- vi) 文化財の保存及び活用の充実
- (2) 配慮事項
- i) 芸術家等の地位向上のための条件整備
- ii) 国民の意見の反映等
- 25 第2 文化芸術の振興に関する基本的施策（骨子案）
1. 各分野の文化芸術の振興

- (1) 芸術の振興
- (2) メディア芸術の振興
- (3) 伝統芸能の継承及び発展
- (4) 芸能の振興
- 5 (5) 生活文化，国民娯楽及び出版物等の普及
- 2. 文化財等の保存及び活用
- 3. 地域における文化芸術の振興
- 4. 国際交流等の推進
- 5. 芸術家等の養成及び確保等
- 10 6. 国語の正しい理解
- 7. 日本語教育の普及及び充実
- 8. 著作権等の保護及び利用
- 9. 国民の文化芸術活動の充実
  - (1) 国民の鑑賞等の機会の充実
  - 15 (2) 高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実
  - (3) 青少年の文化芸術活動の充実
  - (4) 学校教育における文化芸術活動の充実
- 10. 文化拠点の充実等
  - (1) 劇場，音楽堂等の充実
  - 20 (2) 美術館，博物館，図書館等の充実
    - ①美術館，博物館等の充実
    - ②図書館の充実
  - (3) 地域における文化芸術活動の場の充実
  - (4) 公共の建物等の建築に当たっての配慮
- 25 11. その他の基盤の整備等
  - (1) 情報通信技術の活用の推進
  - (2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

- (3) 民間の支援活動の活性化等
- (4) 関係機関等の連携等
- (5) 顕彰
- (6) 政策形成への民意の反映等

## まえがき

平成13年12月、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）（以下「基本法」という。）が施行され、基本法第7条第1項の規定に基づき、平成14年12月に文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下、「第1次基本方針」という。）が閣議決定された。

第1次基本方針は、おおむね5年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定められたものであり、これまで、同基本方針を踏まえ我が国の文化芸術の振興が図られてきた。

10 第2次文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下、「第2次基本方針」という。）は、文化芸術振興の今日的意義や第1次基本方針策定後の諸情勢の変化を踏まえ策定するものである。

本第2次基本方針の第1においては、文化芸術の振興の基本的方向として、文化芸術の振興の意義、文化芸術の振興に当たっての基本的視点及び重点的に  
15 取り組むべき事項について定めている。第2においては、第1の基本的方向を踏まえて講ずべき基本的施策について定めている。

なお、本第2次基本方針については、諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

20

## 第1 文化芸術の振興の基本的方向

### 1. 文化芸術の振興の意義

文化は、最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、  
25 生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわる総体を意味する。文化を「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という側

面からとらえると、文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などの文化芸術の意義については、次のように整理することができる。

- 文化芸術は、①人間が人間らしく生きるために極めて重要であり、②人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものである。また、③より質の高い経済活動を実現するとともに、④科学技術や情報化の進展が、人類の真の発展に貢献するものとなるよう支えるものである。さらに、⑤世界の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術の意義にかんがみると、文化芸術は、芸術家や文化芸術団体、また、一部の愛好者だけのものではなく、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、この意味において、文化芸術は国民全体の社会的財産であると言える。

さらに、今日の世界及び我が国の置かれた状況からみて、文化芸術の振興が求められる今日的な理由として、次の2点が特に挙げられる。

- ① 文化芸術には、人々を惹きつける魅力や社会に与える影響力があり、こうした文化芸術の持つ力（＝文化力）が「国の力」であることが世界的にも認識されてきていること。
- ② とりわけ、近年の産業構造の転換に伴い、文化芸術が経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉ともなっており、文化芸術と経済は密接に関連しあうことにより社会に活力をもたらすと考えられるようになったこと。

このため、今日、世界各国で文化力を高めることにより社会を活性化し、国の魅力を高めて世界からの評価を高めようという文化政策における国際競争が展開されてきている。

- 我が国は、今後一層文化芸術を振興することにより、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国の魅力を高め、経済力のみな

らず文化力により世界から評価される国へと発展していくこと、換言すれば、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指すことが必要である。

## 2. 文化芸術の振興に当たっての基本的視点

5 第1次基本方針と同様、第2次基本方針においても、基本法第2条に掲げられた八つの基本理念（①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重、②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上、③文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備、④我が国及び世界の文化芸術の発展、⑤多様な文化  
10 芸術の保護及び発展、⑥各地域の特色ある文化芸術の発展、⑦我が国の文化芸術の世界への発信及び⑧国民の意見の反映）にのっとり、施策を総合的に策定し、実施する。

そして、施策の策定及び実施に当たっては、1. に述べた文化芸術振興の今日的意義や以下の（1）に挙げるような社会情勢の変化を考慮し、今後5年間に予想される状況を見通し、（2）に掲げる基本的視点に立つ。

15

### （1）第1次基本方針策定後の諸情勢の変化

第1次基本方針の策定後、我が国及び世界の諸情勢は急速な変化を続けており、文化芸術を取り巻く状況にも大きな影響を与えている。

国内では、構造改革の進展により、民間と行政の役割分担の見直し、地方  
20 分権の推進とそれに伴う国と地方公共団体の役割の見直しが行われた。さらに、規制緩和により新たな分野に民間が進出可能となり、市場原理に基づく競争が拡大した。

民間部門では、文化芸術分野も含めて、特定非営利活動法人（NPO）やボランティアなど新たな活動形態が国民の間に広がり、民間と行政の協働に  
25 支えられた活動への期待が高まってきており、また、企業の多様なメセナ活動も活発化している。

また、公立文化施設に対しては、指定管理者制度の導入により、民間の新たな発想や方法（ノウハウ）による効果的かつ効率的な運営が期待される一方で、これまで地域で培われてきた文化芸術活動の安定的かつ継続的な展開が困難になるのではないかとの懸念も現場から指摘されている。

5 さらに、地方においては過疎化と少子高齢化が進展し、文化芸術の担い手が不足してきている。都心においても単身世帯が急速に増加しており、日本全体として、地域社会（コミュニティ）の機能が低下していると指摘されている。また、大規模な市町村合併により、これまでの地域に根ざした文化芸術の継承に危機が迫っているとの声もある。

10 国際的には、政治、経済における地球規模化（グローバリゼーション）が一段と進展した。これに伴い、文化間の創造的な相互関係が促進される一方、文化的アイデンティティの危機をめぐる緊張が高まり、文化の多様性が脅かされることが懸念されており、これを背景に、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）では、2005（平成17）年10月に文化多様性条約が採択されたところである。

15 インターネットの普及は、グローバリゼーションを加速化させ、文化芸術を含むあらゆる分野において、国境を越えた対話や交流、協力を活発化させ、情報通信技術の発展は、国民の情報の受信・発信を容易にしたが、その一方で、人間関係の希薄化、実体験の不足といった負の側面も指摘されているところである。特にインターネットやゲーム機器の普及でバーチャルな（仮想現実の）世界に閉じこもりがちであることが子どもの健やかな育成を阻んでいるとの危惧も指摘されており、子どもたちが、古来日本人が大切にしてきた自然を愛する心、美しいものに感動する心、自然や崇高なものに対する畏敬の念など豊かな心や感性をはぐくんでいける環境の整備が求められている。

20

25

## (2) 基本的視点

### i) 文化力の時代を拓く

我が国は、モノの豊かさと国力を高めようと努め、世界有数の経済的豊かさを達成した。しかし、人々はその厳しい競争の中で、精神的な緊張を強い  
5 られている。また、都市化や情報化等の進展は、生活に大きな利便性をもたらす一方で、地域社会のつながりや人間関係の希薄化をも招いている。こうした中であって、美しい自然や歴史・伝統に基づく文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、人々のコミュニケーションを活発化し、生きる勇気と喜びをもたらす普遍的な力を持っている。このような文化芸術  
10 の力は、今後我が国が心豊かで活力にあふれた社会を実現し、「美しい国」を創るために一層重要である。

また、世界の国々は文化芸術の発信を通じて国の魅力を高め、異国の文化芸術の受容や相互交流を通じて世界の文化芸術の発展に寄与しようとしている。我が国も、伝統文化から現代文化まで多様な文化芸術を振興し、日本の  
15 文化力を高めることが必要であり、併せて諸外国との国際文化交流を推進することによって、我が国についての理解を促進し、イメージの向上を図るとともに、文化芸術を通じて世界に貢献する必要がある。それにより、国際社会における我が国の文化的地位を確かなものにして、日本の国力を高めていかなければならない。

こうした時代認識に立ち、文化芸術の振興を様々な政策の基盤となるものの一つとして位置づけるとともに、個人、企業や団体、地方公共団体、国など自らが文化芸術の担い手であることを認識し、相互に連携して適切な役割を果たしつつ社会全体で文化芸術の振興を図っていくことが必要であり、文化芸術の振興に資する施策を実施する関係府省間の連携・協力を一層推進する  
25 必要がある。

一方で、社会経済環境の高度化・複雑化に伴い、例えば、指定管理者制度



の導入など、その効率化・合理化を重視する傾向も強まってきているが、文化芸術は、古今東西の様々な人々の営為の上に生まれ、これからもその継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものであり、短期的な視点のみでその価値を計ることは困難である。こうした文化芸術の特質を踏まえ、文化

5 芸術活動に短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的で継続的な視点に立った施策を展開する必要がある。

## ii) 文化力で地域から日本を元気にする

我が国は長い歴史の中で、異国との交流などを通じて様々な文化芸術を受け入れつつ、全国各地の異なる豊かな自然や風土の下で多様かつ特色ある文化芸術を創造し、継承し、発展させてきた。この地域文化の厚みが日本文化の基盤を成している。

10

地域文化が豊かになればなるほど日本文化全体も豊かになり、日本の魅力が高まる。また、地域で住民が文化芸術に触れ、その個性を発揮し創造に関わることは、個人が元気になるだけでなく、他者への発信や協働を通じて多くの

15

人々を元気にする力ともなる。

こうした地域の文化芸術を担い、支えるのは地域住民や地方公共団体をはじめとした地域全体であるが、地域文化の振興が日本文化全体の発展にもつながることから、大都市に偏りがちな文化芸術の鑑賞機会の格差を改善し、

20

全国のどこでも、それぞれの地域の特性に即した形で存在する文化芸術を含め、人々がそれらに触れ、更に豊かな文化芸術を創造できるようにすることが必要である。

また、地域の歴史や特色を表し古来様々な形態で存在・継承されてきた文化財については、地域の視点から総合的に把握し、地域住民の心の拠り所としてその保存・活用方策を図ることが望まれる。

25

また、今後、いわゆる「団塊の世代」の人々が定年を迎えることから、シ

ニアの人々が文化芸術を享受し、積極的に地域の文化芸術活動に参加していくための支援の仕組みなどについても検討する必要がある。

### iii) 国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える

- 5 文化芸術施策は、国民が文化芸術を楽しみ、支え、伝えていくことができるようにすることにより、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に資するものでなければならない。文化芸術は芸術家などの一部の人々だけのものではなく、国民の身近な生活に密着しているものであり、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、継承のサイクル（循環）が実現する社会を構築することが求められている。

文化芸術活動は国民の自発的、自主的な営みであり、活動主体の個性や地域の特性に応じて展開されるべきである。そのためにはそれぞれの実態に応じたきめ細かい文化芸術施策が大切であり、国民の生活に近い地方公共団体が高い専門性と知識を備え、主たる役割を担うことが期待される。

- 15 基本法制定後、地方公共団体では、9の府県、16の市町村等で新たに文化芸術振興のための条例が制定されたほか、文化芸術の推進計画等も数多く策定されている。その一方で地方財政が年々厳しさを増す中、地方公共団体の文化関係経費は平成5年をピークに減少の一途を辿っているのが現況である。

- 20 国はこうした現状を認識し、地方公共団体による文化芸術振興を支えるとともに、国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を創造し、享受することができる環境の整備に引き続き努めていく必要がある。

- 25 国は、基本法に述べる文化芸術の振興に当たっての基本理念を踏まえ、文化芸術の現状と課題を把握した上で、文化芸術活動の主体である国民の自発的な活動を刺激し、伸長させるとともに、国民が文化芸術を享受できる諸条件、必要な法令、財政、税制等のシステムを整え、文化芸術活動の発展を支

える環境づくりを進める必要がある。

近年、企業のメセナ活動や文化芸術系特定非営利活動法人（アート NPO）をはじめ民間団体による文化芸術への支援が活発になってきている。こうした自発性に基づく民間からの支援は、我が国の文化芸術の振興に不可欠であり、国は、地方公共団体や民間団体等との連携を一層図り、それらの自律的な文化芸術活動を促す必要がある。

一方でこうした基本的視点を踏まえつつも、国として保護・継承し、創造していくべきものに対しては、国が重点的に支援することが必要である。

### 10 **3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項**

上記 2. の基本的視点を踏まえ、第 2 次基本方針において（1）に掲げる六つの事項について重点的に取り組んでいく。その際、第 2 の「文化芸術の振興に関する基本的施策」を講ずるに当たっては、（2）に掲げる事項に配慮する。

#### **（1）重点的に取り組むべき事項**

##### 15 **i）日本の文化芸術を継承，発展，創造する人材の育成**

我が国の歴史と伝統の上に形成されてきた文化芸術を守り、発展させていくことは国の使命であり、文化芸術施策の中核を成すものである。その場合、以下の 3 点を考慮した人材育成の施策を展開していくことが必要である。

##### **① 文化芸術創造活動に携わる人材の育成**

20 多様で優れた文化芸術を継承，発展，創造していく人材の育成は、分野やレベルに応じて、様々な文化芸術団体，教育機関等が担っている。これら関係機関が連携・協力を図り、それぞれの分野の創造活動の動向を踏まえた計画的・系統的な人材育成を促進するとともに、新進芸術家の海外留学等の研修や独立行政法人の行う養成・研修事業について、研修期間中の課題や研修  
25 成果の把握，公開に努めながらこれらの充実を図るなど、優れた人材が自らの才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する。また、文化芸術

活動を支える舞台技術者等の養成・研修，文化施設や文化芸術団体の企画，運営及び教育普及をはじめとするアートマネジメントの研修などを充実する。

## ② 伝統文化の継承者の育成

- 5 伝統文化や文化財を支える伝統技術はどの分野も後継者の確保及び養成に大きな課題を抱えている。特に，伝統文化を支えている保存技術保持者の養成や伝統的素材の生産者の確保は，産業構造の変化の中で危機的状況にある。また，伝統文化の継承者が育ちやすい大切な条件として，伝統文化の継承に携わる人々が自らの職業に安心して専念し，経済的に自立できる環境の整備
- 10 が課題となっている。

国はこうした人材を伝統文化継承の基盤として長期的視点に立って支援を充実していく必要がある。

## ③ 文化芸術活動を支える人々の育成

- 地域において芸術家などの文化芸術に携わる者と享受者としての国民とを
- 15 結びつけ，文化芸術活動を支え，その裾野を広げる役割を担う人々が求められている。

このため，学校や地域における「文化芸術コーディネーター」の活用やその育成を図ることが必要である。

- また，質の高い文化ボランティア活動への支援を強化するとともに，文化
- 20 芸術の支援者の層を広げるため，文化芸術を享受するだけでなく，その支援を国民自らも幅広く担っていく「文化芸術サポーター」のような運動を展開することも検討する必要がある。

## ii) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

- 25 日本文化の発信及び国際文化交流を進める際には，それらの活動が国のイメージに大きな影響を与え，他方で世界の平和や繁栄にも貢献することや，

国内の文化芸術振興の観点に留意しつつ、関係府省が連携していくことが重要である。

また、日本の伝統文化だけではなく、現代的な文化芸術創造活動を積極的に海外に発信し、アジアをはじめとする海外の文化芸術振興に資するよう国際文化交流の施策を検討していくことが必要である。その際には、アニメ、漫画等の「ジャパン・クール」と呼ばれる分野も文化発信の上で重要な役割を担っており、メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点的形成することも検討する必要がある。

さらに、諸外国の文化財が適切に保護・継承されるよう、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成18年法律第97号）」を踏まえ、我が国がより積極的に文化財保護の国際協力を推進する必要がある。

### iii) 文化芸術創造活動の戦略的支援

国が行う文化芸術活動への支援については、第1次基本方針における国の役割に沿って、重点的支援と幅広く多様な支援のバランスを図りつつ、より効果的で戦略的な支援が行えるよう、支援方策について必要な見直しを行う。例えば、国内外で評価の高い団体や地域の拠点となる劇場等との共同制作など特色ある取組による先導的な文化芸術活動を重点的に支援し、我が国の顔となる文化芸術を創造することが求められる。

他方、後述する地域文化の振興や子どもの文化芸術活動の充実などの重要性を踏まえ、文化芸術団体がこのような活動において大きな役割を果たすことが期待されている。

これらの支援については、文化庁、芸術文化振興基金、その他の助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、評価や審査を充実させ、きめ細かかつ効率的な業務を行うため、専門的機関を経由して助成する再助成制度の有

効性も検討する必要がある。

#### iv) 地域文化の振興

5 国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞したり，これに参加したり，これを創造したりする機会を確保するためには，各地域における様々な公演・展示の拠点づくりなど創造活動に対する支援が必要である。また，文化芸術における地域間交流を促進するため，国民文化祭をはじめ地域の文化芸術活動の関係者が交流する機会の充実も重要である。

10 また，地域文化の振興に当たっては，住民，文化芸術団体，社会教育関係者，学校，地方公共団体，地域のメディアやメセナ活動に熱心な地元企業など地域文化の担い手が相互に連携・協力し，世代を超えた人間の輪を広げて地域全体で文化力を結集し，活用する取組を促すことが必要である。特に，地域の高等教育機関は，教育研究を通じてハード・ソフト両面にわたって優れた文化力を発揮し，地域と協働し，文化芸術を生かした地域活性化や文化  
15 芸術の担い手育成など地域文化の振興に貢献することが望まれる。

さらに，地域の文化力を，地域経済や観光，まちづくり，教育，福祉等の地域振興に生かすことが求められており，各地域の特色ある取組に関する情報を積極的に提供するとともに，関係府省や地方公共団体，関係団体による協議や連携を強化する必要がある。

20

#### v) 子どもの文化芸術活動の充実

子どもの豊かな心や感性，創造性やコミュニケーション能力をはぐくむ上で文化芸術の果たす役割は極めて大きく，地域において子どもたちが良質な文化芸術に触れる機会を大幅に増やすことが必要である。また，日本人としての自覚を持ちつつ国際社会で活躍する人材を育成することが一層求められて  
25 いることや地域文化の担い手を育成する観点からも，子どもたちが身近に

伝統文化や現代的な文化芸術に触れる機会を確保することが重要である。

- また、子どもたちが文化芸術を鑑賞し、創造する機会を持てるよう、創造的な体験の機会の充実など、文化芸術に関する教育の充実を図ることが必要であり、学校の文化活動を、文化芸術関係者や社会教育、行政関係者が緊密
- 5 に連携しながら地域ぐるみで支援する仕組みを構築することができるよう、国としても支援する必要がある。さらに、世界の文化多様性を理解するためにも、子どもの国際的な文化交流に一層力を注ぐことが必要である。

#### vi) 文化財の保存及び活用の充実

- 10 文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産であり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことができないものであると同時に、社会の発展の基礎を成すものである。近年の急激な社会構造の変化の中で、実効性のある保存及び活用の充実を図っていくことが重要である。

- 15 このため、国や地方公共団体による文化財の保存及び活用の充実とともに地域社会が文化財を国民共通の財産として親しみ、守っていくことが必要である。

- また、ある程度の文化財が集積している場合、それらを効果的に生かして、文化の薫り高い空間を形成していくため、文化財の総合的な把握を行う手法
- 20 について検討を行うことが必要である。

さらに、ユネスコ世界遺産への登録は、我が国の貴重な文化遺産の国際的な価値が評価されるとともに、登録を目指す過程で地域における総合的な文化財保護の取組が格段に充実するという点で、大きな意義があり、今後、日本からの推薦、登録を推進していくことは重要である。

25

## (2) 配慮事項

### i) 芸術家等の地位向上のための条件整備

5 芸術家等（基本法第16条に規定する「芸術家等」を言う。以下同じ。）が活発な創造活動を行い、優れた文化芸術を国民が享受するとともに、新たな芸術家等が育成されていくためには、芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境を整備することが重要である。

芸術家等や文化芸術団体などの取組と連携しつつ、芸術家等の創造活動のための諸条件の整備や、芸術家等に対する積極的な顕彰等を行い、芸術家等の社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。

10

### ii) 国民の意見の反映等

15 文化芸術は、国民すべての生活や社会の在り方に深くかかわるものであることから、文化芸術の振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見を集約し、反映させていくことが重要である。このため、文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際して、芸術家等や学識経験者のみならず広く国民の意見等を十分に把握し、それらを十分考慮した上で行政を展開する。

また、各施策の企画立案や評価等に活用するための必要な基礎的データの収集や各種調査研究を充実させる。

20 さらに、文化芸術施策の評価の方法について、文化芸術の各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず、定性的な評価を含む適切な評価方法の開発に関する検討を行う。